

経済再生と両立する財政健全化に向けて  
～「骨太方針 2013」・「平成 26 年度予算の全体像」のフォローアップを踏まえて～

平成 26 年 10 月 21 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. フォローアップ結果から～「新しい日本のための優先課題推進枠」の採択案件を中心に～

- 推進枠で採択された施策のうち約8割が継続的案件、約4割が事業内容を分けて一般枠でも措置されている。金額の大きい公共事業等では、大きく査定することが見込まれる推進枠で緊急性の高い施策を中心に要求し、平成 25 年度補正予算で予算を確保した例もみられる。
- 裁量的経費の一般枠の要求額は 10%削減されるため、相当な絞り込みを行わなければならない。また、推進枠も一般枠に比して、要求額に対する歩留まりが低い。推進枠も本来の「予算の重点化」というよりも、予算確保のための手法となっている可能性がある。
- 行政事業レビューに掲げる大きな目標と個別予算が目指す目標との間の関係性が明らかでなく、このため、予算の経済的効果が不明なものが多い。中間目標を設定させるなどにより、政策効果を検証できるよう早期に改善すべき。

2. 重点化・効率化の仕組みの構築に向けて

- 最近 15 年間に編成された補正予算は総額合計約 41 兆円(歳出予算額合計の7%超)に達する。また、補正予算の大半が1月以降に成立しており、繰越しやすい公共事業、地方交付税交付金が約2割ずつを占める<sup>1</sup>。
- 補正予算の常態化、繰越額の巨額化の中、補正予算に関する財政規律が明確でない。また、「クラウドディング・アウト」や財政の急激な変動を避けるための公的資金全体の支出動向の管理が不十分となっている。

(今後の取組)

- 財政健全化を推進するため、以下の取組を強化すべき。
  - ① 補正予算を含め財政・歳出規律を強化すべき(例えば、以下で紹介するスウェーデンの例を参照)。
  - ② 中期の歳出管理に重点を置くべき(社会保障関係費が聖域化しないよう、「自然増」の範囲で要求するシーリングに、例えば、複数年での(病床再編等の)計画による医療費の適正化や薬価の毎年の市場価格の下落を反映させる、非社会保障関係費では、中期の歳出限度管理を導入する等、を検討すべき)。

<sup>1</sup> 世界金融危機や東日本大震災等の影響を受けた 2009 年度、11 年度、12 年度を除く。

### 3. 経済再生と両立する財政健全化に向けて(中長期的なマクロとの整合性)

- これからの10年は、団塊の世代が後期高齢者に突入するなど人口動態に大きな変動を迎える政策的に極めて重要かつ難しい期間である。以下の取組を通じて、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」の“三方よし”を実現すべき。
- 財政健全化目標として、節目の年度(2015年度、2020年度)の基礎的財政収支を設定するだけでは、計画的な支出や歳出抑制の取組として十分ではないのではないか。

#### (今後の取組)

- 2020年度の基礎的財政収支黒字化に向けては、具体的な道筋を早期に明らかにする。
- 内外の経済情勢が変動する中、2020年の先をも見据えて対処することが重要。社会保障費、非社会保障費、地方財政経費について、10年展望を明示し、予測可能性を高めるべき。定期的の実績を検証、乖離していれば要因を検証し所要の修正措置につなげていくべき。
- 諸外国では分野や省庁別に向こう3~4年間の歳出上限を設定する仕組みなど、様々な工夫を重ねている。諸外国の経験も踏まえ、各省庁や主要政策分野において、歳出抑制インセンティブが働く仕組み、効率的な歳出を促す仕組みの導入を検討すべき。